

平成19年第3回海津市議会定例会

◎議事日程（第1号）

平成19年9月10日（月曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第62号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第63号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第64号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第65号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第66号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第67号 平成19年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第68号 平成19年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第69号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第70号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第71号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第72号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する変更協定の締結について
- 日程第18 認定第1号 平成18年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について

◎出席議員（２０名）

１番	山 田 武 君	２番	堀 田 みつ子 君
３番	西 脇 幸 雄 君	４番	川 瀬 厚 美 君
５番	森 昇 君	６番	永 田 武 秀 君
７番	福 井 恭 平 君	８番	近 藤 輝 明 君
９番	山 田 勝 君	１０番	飯 田 洋 君
１１番	服 部 寿 君	１２番	伊 藤 善 朗 君
１３番	浅 井 まゆみ 君	１４番	伊 藤 仁 夫 君
１５番	松 岡 光 義 君	１６番	水 谷 武 博 君
１７番	星 野 勇 生 君	１８番	藤 田 敏 彦 君
１９番	渡 辺 光 明 君	２０番	赤 尾 俊 春 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総 務 部 長	菱 田 正 保 君
総務部総務課長	大 橋 茂 一 君	総務部財政課長	福 田 政 春 君
企 画 部 長	横 井 五 月 君	企画部次長兼 秘書広報課長	森 賢 一 君
会 計 管 理 者	谷 芳 和 君	産 業 経 済 部 長	小 野 清 美 君
産 業 経 済 部 商工観光課長	菱 田 昭 君	建 設 部 長	大 倉 明 男 君
水 道 環 境 部 長	舘 尋 正 君	市 民 福 祉 部 長	佐 藤 博 章 君
市 民 福 祉 部 市 民 課 長	伊 藤 恵 二 君	消 防 長	田 中 俊 澄 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	森 島 英 雄 君	教 育 総 務 課 長	渡 辺 良 光 君

学 校 教 育 課 長	菱 田 秀 樹 君	監 査 委 員 長	菱 田 義 春 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 藤 賢 治 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 久 義	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 議 事 係 長	神 田 勝 広
議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長	近 藤 和 子		

◎開会宣告

○議長（西脇幸雄君） 皆さん方、おはようございます。

それでは、定刻であります。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 浅井まゆみ君、14番 伊藤仁夫君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（西脇幸雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 御異議がないものと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（西脇幸雄君） 日程第3、一般質問を行います。

通告書を受理しました順に発言を許可します。なお、答弁者は壇上において答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

◇ 福 井 恭 平 君

○議長（西脇幸雄君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可します。

福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

○7番（福井恭平君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私は二つの事柄について質問をさせていただきます。

初めに、今、全国的に駐在所、交番等の整理・統合が進められております。これに関し

て市長にお尋ねをしたいと思います。

日本が世界に誇れるものの一つに、治安が非常にしっかりしていて、諸外国に比べ犯罪が少なく安全な国であるという評価が世界じゅうの多くの国々から出されてきたことが上げられます。これは、日本のすぐれた警察力と地域のコミュニティ力に負うところが多いとも言われております。

しかし、近年、振り込め詐欺や、インターネット・携帯電話を悪用した犯罪の出現や、刑事犯の検挙率の低下からも指摘されているように、日本の治安の悪化が大きな社会問題となってきました。この治安悪化問題は、マスコミでもたびたび取り上げられ、いろいろな角度から議論が交わされ、分析が行われていることは御承知のとおりでございます。

さまざまな意見の中の一つに地域のコミュニティの崩壊と、警察官派出所——わかりやすく言いますと今まで交番とか駐在所という言葉で言ってきましたが——の減少が犯罪の増加の一因になっているのではないかとこの間があります。今、警察行政の改革の一環として進められております派出所の統廃合は、その存続を望む地域住民から見直しを強く迫られているという実態が全国各地にあります。高齢化社会がますます進行していく中で、地域の安心・安全の確保が今まで以上に望まれています。

海津市においてもこの問題は例外でなく、派出所の統廃合は現実的な問題として話題になっており、多くの住民はその行く末に大きな関心を持っておられます。地域のコミュニティ社会がだんだん崩壊し、弱体化する中で、派出所の持つ役割は非常に重いものがあると考えているところでございます。統廃合が進められている中で地域の安全をどのように確保するかは、今後の大きな政治課題と言えるのではないのでしょうか。交番、駐在所の統廃合に伴う地域の安全対策についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして二つ目でございますが、今置かれている教育現場の実態はについて教育長にお尋ねをいたします。

「国づくりは人づくりから」の言葉のとおり、人づくりは健全な社会形成の基本であることは言うまでもございませんが、学校を取り巻く社会環境は年々厳しさを増してきており、教育現場はいろいろな意味で極めて困難な状況に置かれているようでございます。人づくりは学校だけの専売特許ではないにしても、学校教育が人づくりに大きな役割を果たしていることは否定できない事実であり、これからも学校教育はその任務も十分に果たすことを期待されております。

今、全国各地の学校では、都会、地方、大規模校、小規模校の区別なく、多くの小・中学校で不登校、いじめ、学級崩壊などの深刻な問題が発生しております。しかし、当海津市内の学校でこのような問題で窮地に追い込まれているような学校はないようであり、まことに喜ばしい限りではありますが、油断は禁物です。今後も気を緩めることなく、児童・

生徒の指導に当たるように願っておるところでございます。

さて、きょうは海津市内の小・中学校の教職員の勤務実態と、学校の教育活動・指導に対する保護者の姿勢についてお答えをいただきたいと思います。

一つ目でございますが、多くの学校では、ほとんど毎日のように夜9時、10時ぐらいまで職員室や会議室の明かりがついているようでございますが、教育現場は研究会の準備や雑務に忙殺されているのではないのでしょうか。

二つ目、学校は教育機関であり、サービス産業ではないわけですから、保護者の無理難題を受け入れる必要はないと考えます。心ない保護者の理不尽な要求・クレームはありませんか。

時間的にも精神的にもゆとりを持って、また自信を持って児童・生徒の指導に当たることが何よりも大切であり、今こそこれが求められていると考えます。

以上、二つお尋ねいたしました。市長、教育長の答弁を求めます。

○議長（西脇幸雄君） 福井恭平君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 福井恭平議員の派出所の統廃合と地域の安全対策についての御質問にお答えします。

派出所は、平成6年以降、正式には交番と呼ばれているようでございますが、都道府県公安委員会の規則などにより管轄区域が割り当てられており、勤務員は、通常その範囲内の治安維持に当たることになっています。

海津警察署管内には、平田交番、南濃交番、その他6カ所の警察官駐在所があります。そのうち、20年3月をもって南濃南警察官駐在所が廃止されるようですが、かわりに太田警察官駐在所を2人体制にし、あわせてパトカーを配備することにより南濃南部地域における機動力の増強を図り、より充実した体制がとられると聞いております。

市としましては、今後、安全で住みよい社会の実現を図ることを目的として、市民による自主的な安全活動の推進と環境の整備により犯罪や事故の防止を行うため、生活安全推進協議会の設置を計画いたしております。また、警察や関連NPO法人、ボランティア団体等との連携を図り、地域の安全活動の充実を図ってまいります。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 今置かれている教育現場の実態はという福井議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の教職員の勤務実態についてでございますが、本市の教職員の時間外勤務は1人当たり1日2時間程度でありまして、国や県の状況とほぼ同じであります。その多くは教材研究や学級の事務など、授業や指導の準備に充てられております。しかし、書類作成や行事の準備などの時間も決して少なくはなく、また個人差も大変大きいと思っております。教育委員会としまして、校長会と連携しながら、教職員の負担軽減を図るべく学校のスリム化のために取り組みを進めているところでございます。

2点目の保護者から寄せられる要求やクレームについてでございますが、最近では、学校が把握していないといいますか、つかんでいないような地域で起こった子供と保護者間のトラブルについて学校の指導責任を問われて、対応に苦慮した事例が挙がっております。学校におきましては、保護者からの要求や苦情があれば丁寧に聞き、その中にある保護者の願いや思いを十分に理解して、早期に解決することを基本としております。その上で余りにも理不尽な要求やクレームがあれば、教師や校長が一人で抱え込まないで組織的に対応したり、関係機関との連携を図ったりして、適切に対応できるよう学校を支援してまいります。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 7番 福井恭平君。

○7番（福井恭平君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに市長にお尋ねをいたしますが、海津市内には海津警察署を中心に八つの交番、駐在所があるということでございますが、将来的には1中学校1駐在所・交番というような構想があるようでございますが、今、南部の例を挙げて説明をされましたけれども、南濃町の南部地区には8,000人という人口が住んでおります。太田地区に警察力を集中というのか、パトカーも置けるようにして人員をふやすというようなことも今お話しいただきましたけれども、その南部の跡をそのまま放置するのではなくて、地域安全センターというような施設にして住民の皆さんに不安を与えないような方策はとれないものかということで、そのあたり市の御理解をいただいて、新しい形の地域安全センターをつくってはどうかという声も聞かれております。したがって、赤い灯がついていると非常に心強いという声も聞いておりますので、警察官はいなくてもそこが今までどおり機能するよう、市の援助と申しますか、力もおかりして、また民間の皆さんの力もおかりして、今までに劣らない安全な拠点としてそこが活動、活躍できる場にしていただきたいという声も非常に強いので、そのあたりお答えをいただきたいと思います。まずその1点をお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 跡の利用ということのお話だろうと思いますが、その件に関しましては、建物の内容とか、いろんなことがあろうかと思いますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、生活安全推進協議会を設置させていただく中でどういうことができるかということを考えてまいりたいと思いますが、その跡地のことに関しましては総務部長の方から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 先ほど再質問の中で将来的には交番が中学校単位で一つになるだろうというようなお話でございますが、私の方はそういったことはまだ警察署等にも聞いておりませんし、当然地形的に問題もございますので、将来的にそういったことが出てきたときには、また県の方には要望していきたいと思います。

また、南濃の南交番につきまして、これも警察からも内容については詳細には聞いておらず、福井先生から御質問があつて初めて知ったというような状況でございます。

それで跡地についても、実は海津警察署から地元の区、自治会なりへ、どういうふうにご利用される御希望があるかというようなお尋ねがあつたというふうに聞きまして、これはなぜわかつたかと申しますと、その後、地元の方が総務課の方へ、交番の跡については使う予定がないからというようなお断りがあつたということで初めて知ったということでございます。

先ほども市長から申し上げますように、やはり地域のコミュニティー等が非常に大事な時期になってきておりますし、当然福井先生からも御質問があるように、コミュニティーが崩壊しつつある世の中というような御意見でございますが、市としましては自主防災組織、そういったものの立ち上げ等も皆様方をお願いしている状況でございます。その中で、今後はそういった自主防災を含めたコミュニティー活動も今以上に強化されてくるというふうに期待しておりますので、その中で地域の安全は、やはり住民の方がみずから守ることも必要かと思ひます。

市と警察におきましても十分な体制はとれないかもわかりませんが、やはり警察の方もあれだけの組織だけでございますので、最後には地元の皆様方の御協力といったものをあわせて地域の安全を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ありますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 7番 福井恭平君。

○7番（福井恭平君） ただいま市長、総務部長から御答弁いただきました。これからどのように変化、展開するかもわかりませんが、そのときそのときに応じて市民の皆さんに不安のないよう十分対応していただきたいと思ひます。

それでは、教育長の答弁について再質問をさせていただきます。

教職員の勤務実態について、超過勤務は1日二、三時間ということで、全国的なレベルと比べても特に多いということではないという報告がございましたけれども、実際問題としては、実態はこれとはちょっと違うんじゃないかというような感じはしております。学校の仕事としましては、やはり子供たちが自信を持って、夢を持って、目を輝かせて学習活動に取り組むということが非常に大事なことですけれども、これを支援するのは教職員でございますので、毎日の仕事に追われていては、これも十分なことができないと思います。それが本当に子供たちのためになることであれば、しっかり時間を使っていたきたいと思いますけれども、ややもすると、先ほども質問させていただきましたけれども、雑務ということ、一概に何が雑務というとなかなか説明し切れないところがございますけれども、本来の子供の教育に関することであれば、当然それはしなければいけないことですけれども、学校という社会というか組織は特別なところですので、あくまで子供が主人公であり、子供を中心にした仕事になさなければならないと思いますので、そのあたり全国的に公務員の削減ということで、教職員、警察官も例外ではないということで非常に厳しい状況にありますけれども、来年度予算にも2万人余りの教職員の増加を要求するというようなことが出ていましたけれども、とりあえず今できる範囲の中で仕事を軽くして、目を子供に向けるよう、できるだけ指導していただきたいと思います。

それから、無理難題ということで質問させていただきましたけれども、海津市では特に目立ったというか、先ほど報告がされましたけれども、詳しい内容はわかりませんけれども、そういう問題に対しては無理難題に屈することのないよう、やはりこうあるべきだということは強く主張していかないと、学校現場としてもいろいろなプレッシャーにやられてしまって本来の教育指導に当たれないという言葉がございますので、その辺も教育長としてもしっかり御指導いただきたいと思います。

現在、海津市内の教職員でそういう精神的なノイローゼとかストレスで休まれている方が何人おられるかわかりませんが、全国的には数千人と言われておりますので、そのあたりも十分配慮していただいて、今後の指導をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今お話しいただきましたとおりでございますが、本当に教育は福井議員がお話しされたように、国づくり、まちづくり、すべてそれは人づくりにかかわるといようなお話がございました。ごもつともだと思いますし、子供の目線に立って教育を進めるということについても同感でございます。そういった意味において、朝、子供にさわやかな姿で接せられるような体制をとっていききたいということで、今、学校教育課長と

も相談しながら、少しでもいろんな雑務といいますか、話し合い等の機会の回数を減らしながらもどんどん進めていこうということで、今歩んでいるところでございます。

また、今の不当な要求にかかわる部分でございますが、今のところ、本当にそれで困っている事例というのは特別には挙がっておりませんが、そういった中で、先ほど申しましたけれども、本当に不当なものであれば一人で抱え込まないようにしながらということを校長会でもお話ししながら進めておりますので、話し合いを持ちながら進めたいと思います。

市内における先生の、学校教育でその辺のところがわかりましたら、よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 今、市内で休職をされている方は2名おられますが、これはすべてお体の方でございます。精神の病で休職、あるいは病休をとっておられる方は、今のところいらっしゃいません。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

○7番（福井恭平君） ありません。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 通告によりまして、私は市北部消防分署の早期設置について市長にお尋ねをいたします。

市総合開発計画におきましては北部の消防分署となっておりますが、合併前から幾度となく一般質問でも取り上げられてきました平田分署としてお尋ねをいたします。

昭和48年4月1日、旧海津郡3町合同で消防組合消防本部を組織し、常備消防署が発足いたしました。発足と同時に平田町から出向し、勤務した経験から当時を振り返ってみました。

消防本部庁舎は、海津町高須の旧高須公民館を仮庁舎に業務を開始、発足当初は消防車1台での消火活動のみで、消防無線も完備しておりませんでしたので簡易無線のトランシーバーで対応しておりました。消防車が出動しますと、現場と本部は全く連絡がとれず、消火活動を終えて帰署するまで状況が把握できないといったお粗末なものでした。

同年9月から救急車が配備され、救急業務が加わりました。庁舎も11月に現庁舎が完成し、移転をしました。

発足当初の４月から９月までの半年間の火災発生件数は６件、被害額は１４５万１,０００円、うち平田町内は２件、被害額は１１５万３,０００円でありました。救急業務を開始した、その年９月の１ヵ月間の救急出動件数は３２件でありました。

そして今日、平成１８年の年間統計数値では、火災は２２件、被害額は１,９０９万８,０００円、うち平田町内は４件、被害額は１,８１３万１,０００円です。救急出動件数は実に１,６５４件、うち平田町内は３１９件であります。

発足当時から南濃町南部には住宅団地が形成され、石津小学校も増築される状況にありました。それから二十数年たち、分署の設置について協議され、平成１４年３月に南濃分署が完成をいたしました。当時のいきさつ、状況から、私も南濃分署の設置から、平田町にも遅くとも二、三年後には平田分署が設置されるものと思っておりました。しかし、延び延びとなり、平田町民の負託にこたえ、期待を込めて一般質問が繰り返されてきました。

去る平成１４年３月７日の平田町議会第１回定例会一般質問で、平田分署設置要望についてに対する当時の町長の答弁の概要であります。「分署の設置については、昨年、消防組合議会で協議され、平成１３年度に南濃町地内に分署が配備されました。我が平田町においても、二、三年後には分署を配備することになっています。平成１４年度中に市町村合併の動向等を見きわめ、建設予定地も定めて、なるべく早い時期に整備されるよう要望をしてまいります」でありました。当時、三郷地内で具体的に用地を検討した記憶もございます。

続いて、平成１４年１２月１９日開会の平田町議会第４回定例会での一般質問で、同じ内容に対する町長の答弁であります。「平田分署の設置については、２年前、南濃町から要望が出され、その折、平田町も要望した。設置時期は南濃分署完成後ということで３町の実情ができています。南濃分署は本年度に完成し、申し合わせにより平田町の分署は来年度着工と考えられるが、合併も視野に入れた対策が必要と思う。先日、消防組合にお願いし、町内の状況を調査していただいた。分署の設置場所と災害現場に到達する時間の調査をした。その結果を踏まえ消防組合と協議し、設置場所、建設規模等について検討する」と、具体的な内容であります。

続いて、平成１５年１２月１８日開会の平田町議会第４回定例会の答弁であります。「平田町内はもちろん、海津・南濃の隣接自治会の救命率の向上も考え、分署の設置場所等を検討するとともに、所要の人員配置等により経費増大も見込まれるので、関係者と十分に協議を重ね設置に向け検討したい。来年度中（平成１６年）には位置を決め、新市が発足後、建設にかかっていきたい。設置場所は、平田町周辺に吉里地区、あるいは南濃地区の養老山脈の方もあるが、これらも考えに盛り込み、どの位置がよいか早急に検討したい」とあり、より具体的に設置場所決定の年度も明言されております。

平成１６年３月４日開会の平田町議会第１回定例会での答弁であります。「平田町内はも

ちろん、海津・南濃の隣接自治会の救命率向上も考慮し、平田町の中心である役場（現在の平田庁舎）から各方面の出動時間を算定した資料を基礎とし、12月の総務委員会では役場敷地内を候補地として協議した。改めて3月第1回消防組合議会で分署設置を提案し、今後も前向きに検討していただく」でありました。しかし、残念ながら、この年、組合議会に提案され審議された記録はありません。

3町が合併し、新市発足後の平成17年7月11日開会の海津市議会第1回定例会における市長の答弁でございます。「合併前から組合議会で要望があり、新市で検討となっている。分署の設置・機能・職員配置を調査し、財政事情を考慮し、設置に向け検討する」でありました。

昨年の平成18年3月3日、海津市議会第1回定例会での答弁です。「平田庁舎を一部利用を含め、消防の広域再編の動向を見ながら引き続き検討する」でありました。

県内の消防本部を20本部に再編する計画は、10年近く前から言われてきたことであります。このたびの合併で少しは目標に近づいたと思いますが、組織とは別に分署の設置は、災害現場への到着時間の短縮にあると思います。平成12年の要望、3町合意から7年半、その間、6回の一般質問、というよりは設置の要望でございます。調査もし、幾度となく検討されてきましたが、その間には合併という大きな変革もありました。しかし、同じ3町の枠組みの中での出来事でありましたので、平田町民にとっては既に3町了解事項であり、期待をしているものであります。ぜひこれまでの調査、検討事項の具体的な内容とともに、今後の計画をお尋ねするものであります。

市開発計画による消防・救急体制の充実の成果指標では、現状の管内平均現場到着時間は約7分、最長現場到着時間は12分ありますが、これを将来目標値では7分に短縮することを目指しています。

過去の例としまして、平田町勝賀や須賀の北部地域の火災の場合での現場到着時間は約14分30秒、最近の救急の場合は約10分であります。この時間には、いろいろ状況によって異なりますが、発生、あるいは発見から消防署へ通報されるまでの時間が入っていません。さらに救急の場合は、救急隊員の現場到着後、現場処置や処置をしながら病院への搬送時間が加わります。救急車の現場到着時間の全国平均は6分、さらに最近の統計では6分30秒と遅くなっています。蘇生率は、1分おくれるごとに10%低下すると言われていています。新たな用地、建物は、財政的な面もあると思いますが、第1段階として現平田庁舎の改造による対応の早期設置も一つの方策として考えられますが、私は広域再編を見きわめ、応援・協力体制の充実を図ることによって、平田分署の位置は観光地、集落分布、海津町北部、羽島市西小藪等を考えた場合、現平田町庁舎よりも東部の三郷周辺地域での設置が最適ではないかと以前から考えております。

現在、南濃分署と同規模となれば署員は10名体制となりますが、署員の増員も必要であります。また、救急救命士の養成には約6ヵ月、費用も140万から190万円かかります。消防車両、救急車等の資機材も必要になってまいります。消防車については、本年第1回定例会中、総務委員会で本年度購入し、南濃分署に配備される車両は、管内の第2次出動を考えた場合、将来平田分署に配備がえする予定との具体的な答弁もお聞きしまして、平田分署設置に向け現実味が帯びてきたものと期待するものであります。

これらから、現在は今までに幾度となく調査・検討がなされ、その結果から、人員・装備とともに年次計画のもとに進められているものと思います。具体的な設置年度も含めてお尋ねをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の市北部、平田町の消防分署の早期設置についての御質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年第1回定例会で赤尾議員からの質問の折に「消防の広域再編の動向を見きわめながら、平田庁舎の一部を利用する方法も含めて検討している」とお答えしたところであります。

その後、災害や救急現場への所要時間、分署機能等の検討を進めてまいりました。また、現在、市庁舎の統合について検討がなされているところであります。

こうした点を踏まえますと、平田庁舎は昭和42年の建築物で、消防庁舎としては耐震上不安がございますので、ふるさと会館の一部を利用した分署の設置検討を進めているところであります。

ふるさと会館は昭和57年に建築され、耐震基準をクリアしており、分署を併設することにより、当該施設についても有効活用が望めるものと考えております。具体的には事務室等の一部改造と車庫の新設のみでありますので、新たに土地を求める場合と比較して経済的に設置できるものであります。分署の機能は南濃分署と同様で、消防ポンプ車と救急車各1台の配置を計画いたします。この位置からですと、平田町勝賀・須賀へは約6分、海津町吉里地区へは約5分、さらには南濃町北部も視野に入れることができます。現在、経費の積算等、細部について検討をいたしておりますが、来年度着工し、平成21年度から運用を開始していきたいと考えております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 長年の懸案でありました平田分署につきまして、具体的に21年度ということで答弁をいただきました。それと、当初申し上げましたように、私は平田庁舎よりも、もう少し東部といいますか、三郷周辺地域の設置が最適ではないかと以前から考えておりました。ただいまの答弁から、以前から名前が上がっておりました平田庁舎からふるさと会館に変わることにつきましては、耐震補強の関係からふるさと会館にということでした。了解するものでありますが、この位置につきましては暫定的なものでしょうか。それとも、当初提案をいたしました東部への移転というものは現時点ではお考えでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

それから具体的な内容につきましては、事務所と車庫の新設ということですが、当初申しましたように装備や人員の関係から年次計画が必要ということで、今までにも庁舎検討の結果、さらには分署開設企画検討会議も設けて進められたと聞いております。もう少し具体的な内容がわかればお聞きをしたいと思います。

特に救急車両の要請については今後も増加すると思いますが、原因としては三つほど上げられると思います。一つは人口の増加、二つ目に高齢化、三つ目には核家族化と言われています。高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの世帯がふえますと、ついつい救急車を呼ぶまでもなかった内容、あるいは軽症でも救急を要請することが増加すると思います。

以上の点から、先ほどのふるさと会館での設置につきまして、暫定的なものか、あるいは固定といいますか、将来ともこの位置に平田分署として今後とも設置されていくのか。それと、もう少し現段階での検討の計画をお尋ねいたします。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。まず位置的なことでございます。

平田町全域としまして、また海津町の一部、吉里地区でございます。それとあわせまして南濃町北部の方をエリアに入れて管轄業務といたした場合、今市長が申しました平田庁舎、あるいはふるさと会館周辺、この位置が適切かなあと思慮いたしておるところでございます。実際車を走らせて、距離と時間等を計測いたしました。このふるさと会館位置よりも東へ下った場合ですと、今現在の福岡の本署から津屋方面へ出動の方が早くなるということでございます。よって、位置に関しましては、今申しましたふるさと会館の位置が南濃北部、それから当然平田の全域、そして海津の吉里校下の一部をカバーするには最適かなあ、かように考えておるところでございます。

それと暫定的なものなのか、あるいは将来的にはどうかという御質問でございますが、今、市長が申しました消防の広域化等もございます。そういったことで、また先生御存じのように、救急件数も平成10年ごろに比べますと、大体70件ほど平田町の場合ふえており

ます。また、火災の件数は横並びでございますけれども、ただ、これは御存じのように野寺、それから勝賀方面での火災が発生した場合、全焼火災というのが過去に多々ございました。また、近いところでは、蛇池の離れでの全焼火災でお1人の方が不幸にも亡くなられたといったことがございまして、やはり平田町民の皆様方の御要望におこたえするには、早期に平田分署の開設を、運用開始をいたしたい、かように思っておりますのでございます。

それと、具体的なこれまでの検討結果をとということでございます。今申しましたような観点等、もちろん計測もいたしましたし、人口密度的なことすべて、また消防の広域化等もすべて加味いたしまして、今申しましたような位置で結論を出させていただいたというところでございます。

また、最後の増加の原因等で、人口の増加、高齢化、核家族化等がございますが、こちらの方も、もちろんそういったことも総体的に勘案いたしましての考え方でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 具体的に年度に触れていただきましてありがとうございます。私は在職中は、特に消防事務に多くかかわってまいりました。分署の設置についても直接担当してまいりましたので今まで非常に気がかりでしたが、ただいまの答弁を聞きまして、幾つかあった負担の一つが解けた安堵の気持ちでございます。

北部地区市民の安全・安心を担う平田分署が、ひとつ計画どおり順調に進み、一日でも早く設置されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。答弁は結構でございます。

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまより通告に従い質問させていただきます。

9月1日は「防災の日」です。先日は総合防災訓練が行われ、市民の皆様や職員、また関係機関の御協力により大変有意義な訓練がなされました。また、相次いで発生している風水害被害や、7月には新潟県中越沖地震も発生したばかりであり、防災への意識が高ま

っているところであります。私たちは、常に災害がいつどこで発生するかわからない不測の事態に備え、あらゆる角度から減災に取り組む必要があります。

そこで、防災対策について、以下5点にわたって質問させていただきます。

1点目に、防災行政無線の充実についてであります。

本市においては防災行政無線は、平常時はもとより災害時に対しても即応できるシステムになっていると思いますが、台風時や窓を閉め切った状態ではまだまだ聞こえにくいとの苦情を多く聞きます。本年度より、広報無線が聞き取れなかった方に対し電話による自動応答装置が設置されていますが、この設置状況をお聞かせください。

また、昨年的一般質問の中で戸別受信機として防災ラジオ、ケーブルテレビを利用することも先進自治体の取り組みを参考にして整備を進めると言われましたが、この防災ラジオを先進的に取り入れている蒲郡市のことが、先日、新聞で報道されていたので紹介します。このラジオは、ラジオを聞いているときでも防災行政無線が発信されると自動的に切りかわる特別仕様のもので、ラジオを聞いていないときでも、スイッチを防災の位置にセットしておけば自動的に防災行政無線が入るようになっています。また、全国瞬時警報システムの緊急情報も聞くことができます。これを同市では安価に市民に提供され、申し込みが殺到したということです。

そこで、本市におきましても、この防災ラジオを市民に安く提供できないものか、お尋ねします。

2点目に、災害時要援護者対策についてお伺いします。

現在、災害弱者である障害者や高齢者など災害時要援護者への対応については、民生委員さんや社会福祉協議会、福祉関係者の方々の協力を得て台帳づくりなど対策をとられているところでありますが、この災害時要援護者の方を支援できる地域の体制づくりについては難しい現状にあると思います。しかし、これらの問題に対して一定の解決を図っている自治体もあります。例えば、本人の同意を得て登録し、災害時に支援してくれる人をあらかじめ定めておくといった災害時要援護者支援登録制度を設けています。この中では個人情報に配慮するため民生委員を通じて制度の徹底を図るなど、対象者をひとり暮らしの高齢者や在宅の要介護3から5認定者、また在宅の重度心身障害者などに限定するなどの方策をとっています。本市におきましてもこの災害時要援護者支援登録制度を取り入れられないものか、お尋ねします。

3点目に、災害対策物資備蓄計画についてお伺いします。

災害対策物資については各避難所に順次備蓄されているようですが、トイレ対策についてはまだまだ十分ではないと思われます。各避難所において利用する被災者の数や必要なトイレの数を想定した仮設トイレの確保や、マンホールを利用した仮設トイレの整備につ

いて、どのような方針を持っておられるのでしょうか。今後の整備計画についてお尋ねします。

4点目に、自主防災組織についてお伺いします。

自主防災組織については、各自治会に設置に向け取り組まれているところではありますが、県の目標では平成20年度までに自主防災組織を100%に設定しているとお聞きしていますが、現状はいかがなのでしょう。これまでの市民への計画周知への徹底についての取り組み、また今後の見通しと対策についてお聞かせください。

5点目に、事業所との防災協力、連携についてお伺いします。

災害時における地域防災力を一層強化するため、事業所に対し防災協力活動を求めていくことも大切なことではないでしょうか。海津市地域防災計画の中にも防災協力事業所登録制度の導入や、防災協力協定の締結促進がうたわれています。岐阜県では建設業協会と協定を締結していますが、本市における現状と今後の計画についてお尋ねします。

以上、防災対策について5点お尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の防災対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、防災行政無線の充実についての御質問ですが、議員の言われますとおり、広報無線が聞き取れなかった方に対して電話により放送内容が確認できる自動応答装置を9月から運用しております。このことにつきましては、9月号の「市報かいづ」にも掲載し、市民の皆様方に御利用いただけるようお知らせをいたしております。

また、戸別の受信方法につきましては、昨年的一般質問の折にもお答えしましたとおり、防災ラジオやケーブルテレビを利用するなどいろいろな方法がありますので、先進地の事例を参考に、海津市として最適な方法を検討してまいります。時期といたしましては、総務省より平成22年度には防災行政無線の統一化を実施するよう指導されていることから、それをめどにと考えております。

2点目の災害時要援護者対策についてのお尋ねですが、災害時要援護者名簿を本年5月上旬に各区・自治会に配備をし、その後も追加登録があり、8月末現在で955名の方が登録されております。

御提案の災害時要援護者支援登録制度は、災害時には自治会を中心に自主防災組織、民生・児童委員などの協力のもと、要援護者はあらかじめ定められた支援者から避難誘導や救出活動、安否確認などの支援をしてもらえることで安心でき、日常的には支援者も要援護者の存在を再認識することで声かけや相談に乗ってあげるなど、地域コミュニティーの

広がり期待されています。

地域の皆さんがお互いに協力して助け合う共助によって要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、本制度導入について関係部署、関係機関と協議してまいります。

3点目の災害対策物資備蓄計画についての御質問でございますが、現在、仮設トイレは48基を備蓄しておりますが、そのうちマンホールを利用した仮設トイレは15基確保しております。しかしながら、現在の備蓄数では大規模災害の折には不足しますので、5,000人程度の避難者数を想定し、マンホール用の仮設トイレも含め整備を進めてまいります。

4点目の自主防災組織についての御質問ですが、岐阜県地震防災行動計画による自主防災組織の目標組織率は平成20年度までに100%となっており、本市におきましては、本年8月末現在で自主防災組織結成の届け出があったのは29組織であります。これまで自治連合会総会や各自治会の訓練等の折に、自主防災組織の必要性等について周知してまいりました。また、今年度から自主防災組織結成補助金及び活動補助金制度を新設いたしましたので、さらなる自主防災組織の組織化に努めてまいりたいと考えております。

5点目の事業所との防災協力・連携についての御質問ですが、災害時における各事業所からの協力は大変重要なことと考えております。合併前には旧3町と各郵便局とによる災害支援協力に関する覚書が締結され、災害時における情報の相互提供、施設、用地の使用等が支援協力事項となって現在に至っております。

また、今年の1月5日に岐阜県西濃建設業協会海津支部と「海津市の災害応援協力に関する協定」を締結し、先月の26日に実施いたしました海津市総合防災訓練でも2台の重量機械の調達、輸送訓練をさせていただきました。

ほかに、「災害時の医療救護に関する協定書」を海津市医師会と、「災害時の救護病院指定に関する協定書」を海津市医師会病院とで、それぞれ今年2月1日に締結いたしております。

現在、大垣市内の事業所と地域防災計画に基づき「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」について協議をいたしております。

今後も、各事業所へ災害時における人材及び物資等の供給協力体制を図り、これらの協定等について整備に努めたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） まず広報無線の件についてでございますが、この9月より電話自動

応答装置が設置されたということを広報で見ました。実際に使ってみましたところ、流されていないときは「今ありません」という放送でしたが、この回線は何回線ありますでしょうか。一斉に市民の方がかけられたときに応答しないということはあるのでしょうか、その点をお聞きします。

それから3番目の災害物資備蓄計画についてでございますが、トイレの問題は非常に重要であると考えます。トイレを我慢したり水分を控えたりして体調を崩し、命を落とすというケースも出ているようでございます。早急に整備を要望いたします。

また、各避難所の備蓄もまだまだ不十分であると思われますが、ホームページで見させていただきましたが、各中学校への備蓄はされていないように思われるんですが、今後の計画をお伺いいたします。

それから事業所との提携についてでございますが、先日、輪之内町が商工会と食料品などを提供していただくという協定を結んだという報道がなされておりました。我が市におきましても商工会等との協定を結んではいかがでしょうか。

また、大垣市や、聞くところによりますと北方町、イオン系のスーパーとも提携を結ばれているようでございます。本市におきましても、ヨシヅヤさんとかスーパー、またホームセンターなどとも順次提携を結んで協力を得ていくことも大切ではないかと思いますが、この点、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 第1点の広報無線の電話による自動応答でございますが、1回線ありまして、1回線で同時にお2人の対応ができるということでございます。それ以上やりますと、もっともお金がかかるものでございますので、現在、その電話でのサービス、それからインターネットで海津のホームページでのサービス、海津のホームページについては相当余裕がありますので、同時に数百件あっても大丈夫かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） まず、最初の御質問でトイレの備蓄計画についてでございます。こちらの方は食料とか飲料水、またいろんな資機材等の備蓄、現在、順次進めておるところでございます。もちろん、議員御指摘のとおり、トイレの備蓄計画についても、今後、整備計画にのっとりまして進めて備蓄をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

それから、小学校へは備蓄が進んでおるけれども、中学校へはという御質問でございます。こちらの方へも、まず今年度、今の小学校、またあとひまわりとやすらぎ会館等、13ヵ所に備蓄をさせていただきました。また、ただいま御指摘の中学校等への備蓄の方も、

今後順次進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そして、最後の協定の締結の関係でございます。市内でヨシヅヤさん、またホームセンター等はどうかということでございます。もちろん市長の申しました協定を、順次締結を現在進めております。御指摘の、そういったホームセンターとヨシヅヤさん、またコンビニ等も視野に入れまして、今後、締結の方を進めてまいる所存でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ありますか。

○13番（浅井まゆみ君） ありません。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして2点において質問をしていきたいと思っております。

1点目は、住民説明会のあり方を含めて住民参加についてをお尋ねいたします。

まちづくりの基本は住民参加であり、住民が主人公だということは行政からも聞こえてきます。しかし、形だけを整えた対話や検討委員会、住民説明会では、「仏つくって魂入れず」と同様にありがたくはありません。近々実施されるであろうエコドーム建設の説明会や、実施された南濃町内の中学校統合の地域説明会にしましても、変更可能なうちの意見交換会や説明会はほとんどなく、形だけのものになっているのではないのでしょうか。市長が全部の説明会に、また教育長が全部の説明会に出席しなくても、副市長や各部長の役職があれば対応が可能ではないのでしょうか。できる限り身近なところでの説明会、意見交換会を実施して、本当に市民参加の魅力あるまちづくり、これは市長が申されていますけれども、こうした市民参加の魅力あるまちづくりを目指すことが本当に望まれますけれども、考え方をお尋ねいたしたいと思っております。

2点目には、多重債務相談窓口の設置についてであります。

多重債務が深刻な社会問題となっていますけれども、全国では多重債務を抱える人が200万人を超えと言われております。以前から多重債務についての対策を求めてまいりましたけれども、今年度に入り、市報に県が実施する「多重債務110番」の情報が提供されるようになりました。これは、政府の多重債務者対策本部がことしの4月、多重債務問題改善プログラムをまとめて自治体の取り組み強化を促し、岐阜県は多重債務者対策協議会の設置をして、第1回の会合が開かれていることも関係すると思われませんが、実行させるに当

たっては、被害者の会などが参加する高金利引き下げ全国連絡会の要望活動が大きな力となっていると考えております。

さて、多重債務を抱える人の割合は、全国の数字から換算すると、海津市では600人を超える数字が出てきます。数字のひとり歩きは大変危険ではありますが、それでも相当な数であると言わざるを得ません。その中で県が実施する相談窓口では、対策が追いつかないのではないのでしょうか。この多重債務者対策協議会は、市レベルでも金沢市や尼崎市などがスタートさせているようであります。また、鹿児島県の奄美市が先進地として知られております。多重債務を抱えていると、住民税や国民健康保険税、公営住宅家賃などの滞納をすることもあり、また自殺や犯罪の引き金になることもあると言われております。

そこで、市としても多重債務相談窓口を設置できないのでしょうか。適切なアドバイスを行い、解決をしていくためにも、解決方法を熟知している専任の職員が必要だと考えます。また、そうした専任者は、縦割りの職制を超えた協議会での中心的な役割を担えるのではないかと思いますので、ぜひとも多重債務の相談窓口の設置をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の質問にお答えいたします。

1 点目の住民説明会のあり方を含む住民参加についてのお尋ねですが、市では各種施策に市民の皆様の御意見を反映させるために、まちづくり委員会など計画づくりに各種団体の代表者の参画並びに公募委員を募集するなど、市民の皆様の市政への参画促進に努め、計画等の策定時にパブリック・コメント制度を導入するなど、率直な御意見が反映できるように進めております。

エコドームの説明会につきましては、施設の内容を理解していただき、利用促進を図るための説明会を考えております。また、市民からの利用等の御意見や御要望等につきましては、参考にし、検討させていただきたいと考えております。

説明会につきましては、私以外でお許しいただけるものにつきましては、副市長と幹部職員で対応させていただきたいと考えております。

2 点目の多重債務相談窓口の設置についての御質問ですが、社会情勢の変化に伴い、近年では多重債務者の増加と、法定外の利息等による債務者の生活崩壊が問題となっています。昨年末には国において多重債務者対策本部が設置され、問題改善プログラムが策定されました。さらに、岐阜県では19年1月に岐阜県多重債務問題対策会議が発足して、多重債務110番、多重債務面接相談会、広報活動等の取り組みがなされています。

当市の多重債務問題は商工観光課で担当しており、本年４月、６月、７月の市報に岐阜県が実施する多重債務110番、多重債務面接相談会を紹介しております。

市内の多重債務者数は把握できませんが、現在までの相談はゼロ件です。しかし、今後ふえる可能性はあろうと考えております。

多重債務対策は、法律的対処方法でないと解決できない複雑な問題であります。今後とも、商工観光課の多重債務相談窓口では岐阜県及び弁護士会等との連携をとり、市内の多重債務者の方々を専門機関への紹介等、適切に対応してまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君）　続きまして、教育長　平野英生君。

〔教育長　平野英生君　登壇〕

○教育長（平野英生君）　堀田議員御質問の住民説明会のあり方を含め住民参加についての中で、南濃町内の中学校統合の説明会についてお答えいたします。

南濃町地内の中学校統合説明会は、教育委員会で決めました中学校適正配置の基本方針に基づいて関係地区住民の御参加のもとに開催しており、基本方針の御理解を得るべく努力をしておるところでございます。

今回の説明会につきましては、平成20年４月に城山中学校、養南中学校の統合に向けての内容で、南濃町北部地区５会場において８月上旬に開催したところであります。地元の要請を受けまして市長の出席を願ったもので、地域住民並びに保護者の出席のもと、地元の皆様の願いや思いを聞かせていただきました。

今後におきましては、中部・南部地区の説明会を開催する予定ですが、北部地区同様に地元の御意向に沿って身近なところでの説明会を開催し、中学校の統合に御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔２番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君）　２番　堀田みつ子君。

○２番（堀田みつ子君）　それでは、説明会のあり方というところでお聞きしたいんですけれども、まずエコドームの建設の説明会ですけれども、広報の方に説明会をしますというふうに載ったんです。でも、この後、いつ実際に説明会が開かれるのか、大体この日ぐらいを予定しているんだけれども、その日はあいているかどうかとか、そのような実際の行動を起こされているかどうか。

それから、実際にエコドームの予算は通っているんですけれども、前々からのこと言いますと、実際に基本を示して、それで住民の人に聞いてみて、それから実際にドームの予算を組んで、そしてまた説明をしてというふうなそれなりの手順を踏んでいただければ

いいんですけれども、一番最初に説明会をするよと言った割にはずうっと1年間ほうっておかれて、実際に設計をするという予算が出てきて、そしてその予算も通ったにしてもなかなか、中身がまだきちんと決まっていないから説明ができないからということで6月まで待たされて、その6月から、また一応は大体こういうふうでオーケーですよという形で形が整ったはずなのに、まだいまだに、説明会をしますよ、しますよという言葉だけで、実際の行動はどうなっているのかということの一つにはお聞きしたいと思います。

それと、中学校統合の地域説明会のときに、意外に中学校統合の全体像が皆さんが納得してわかってみえないという部分と、それまでに行われてきた説明会自体が実際に1校統合で進んでいったというふうに私は見ているんですけれども、それを前提とした説明会であったというふうなところがあつたものですから、皆さんのところで、じゃあ本当にこの年度に何があつて、次にこの年度に何があつてという順番の経過みたいなのが実際に行き渡っていないように感じたんです。それで、こうした説明会に出てきてくださる方は、やっぱり市のことを考えてみえる方なんですよ、どんな質問をされたにしても。もっときちんと説明してくれというふうなことも言われたかもしれませんが、やっぱり市のことを考えてみえる方なものですから、きちんと腹を割った説明をしていかないと、市のいろんな行事だとか、やっていく事業に対して理解をしてみえる、手伝ってやろうというふうに思ってみえる方を市の方から手放していくんではないかということが一番懸念されるわけなんです。だからこそ、どの説明会にしてもそういうふうな人の気持ちに対して、どのように思ってみえるのかということもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 説明会のあり方ということで御質問をいただいたわけですが、腹を割って説明をなさいと、私はいつもそのつもりでお話をさせていただいているわけですが、裏表があるわけでは全くないわけでありまして。

それから、堀田先生御指摘ですけれども、いろんな説明会をやっていないわけではなくて、いろんなお話があつたら、補足説明に市の職員が必ずお伺いして説明をさせていただいております。そのことの御理解を賜りたいと思っております。

エコドームにつきましては、過去何度となく堀田議員に御説明申し上げておりますので、関係部長から答弁をさせます。

○議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 館尋正君。

○水道環境部長（館 尋正君） エコドームの説明会につきましては、近いところではお地元の吉田区、太田区の方の区長さんと打ち合わせし、近々説明に当たる予定でございます。それと北部の方でも1件、そういうふうをお願いしておるところがございます。ちょっと前には松山区の方にも出かけて御説明をさせていただいた経緯がございます。

堀田先生がおっしゃるように、過去1年間、何か話だけが先行してというようなことがございましたが、それから具体的な資料を作成しまして御説明に伺えるような準備をしております。今後とも一生懸命やっていきたいと思いますので、また先生の方もそういう情報が入りましたら、よろしく御指導の方をお願いいたします。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今の中学校の統合にかかわる説明会にかかわってでございますが、基本的な方針を昨年定めましたので、そのことを何とかわかっていただきたいということで精いっぱい努力をしながらお話を申し上げると同時に、通学、登下校にかかわるような不安とか安全にかかわる部分とか、統合された中学校における生活に対する不安等、いろんな御意見をちょうだいいたしました。そういったものに対して、できる限り何とかしていきたいというようなことで対応を考えてきているところでございますので、まだこれからもいろんな意味でお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） この説明会と、いろいろと中学校の統合問題では、署名だとかをとられてみえたりしておりますよね。たまたまお話を伺えた方は、中身は別にしても、その署名をどうのこうのというのは、いろんな説明のところで本当に誠意を持って説明してもらえんで私はやるんやというふうに言ってみえた人もあるので、やっぱりそこの辺はきちんと対応していただけたらと思います。

こうした住民の声を聞くというふうなことで言えば、意向調査であるとか、住民投票条例みたいな、そんなことを今後考えていかれるのかどうか、その点をお願いしたいと思います。

合併に際しても、この西濃管内でも住民投票をされた自治体もございますし、そしてほかの市でも住民投票条例というのを、何も合併だけに限らず市の大切な事業に関してとか、住民投票条例をつくっているところもございますので、やはりそちらの方も含めて、今後、いかに住民参加を促していくかということも考えていただけるといいかなあとしますので、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 住民投票条例、そういったことについては、いろいろと他市町では合併といったことでされているところもあるかと思います。当市におきましては、現時点ではそういう予定は持っておりません。

議会の皆様方は、住民の方から負託され、代表で出てきておられる方で、やはり御意見を尊重しなきゃいけませんので、住民投票においてその結果、そういったことを求めるの

も一つの方法かと思いますが、現時点では議会の皆様方の御意見に基づいて行政、そういったものを進めていきたいという考えを持っております。

〔2 番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 2 番 堀田みつ子君。

○2 番（堀田みつ子君） それでは、多重債務の相談窓口のことについてお願いいたします。

今、特に設置をすとか、しないとかというふうな形ではお答えがなかったんですけれども、県と共同でやっていくというふうなぐらいでしたけれども、設置できない理由というのがいま一步よくわからなかったもんですから教えてください。

やはり設置できないにしても、これは愛知県岩倉市の広報なんですけれども、「多重債務に陥ったらすぐ相談」と広報の中に3 ページにわたって、このような多重債務に対する問題を提起してあるんです。こういうふうに解決できますよみたいな、そういうような広報紙だったら各家庭に確実に配られるものですから、こういった相談のやり方だとか、市としてはこういうふうに掲載するということは、皆さんの悩みを聞きますよというような姿勢を見せるところだと思うんです。このような広報でのお知らせというものをやっていただけるかどうか。

また、ちょっと私、何件か多重債務にかかわって、NPO 法人の方に御紹介したりだとか、弁護士の方に御紹介してというふうで、解決してない方もまだちょっとあったりもするんですけれども、いつの間にか、知らないうちにというか、親さんの債権を引き継いでしまったというような方もあったので、本当に過払いというのが大きくあったんですね。そういうような過払いなんかがあったりすると、市の税の滞納に対してそれに払っていただけということもあるし、たまたまそのほかのもいっぱい抱えてみえた方なので市の滞納整理まではいかなかったんですけれども、計画納付がきちんと行けるんじゃないかというように、生活をきちんと再建していくための手助けというふうなことを、市が絶対に引き受けるよというふうなお知らせをするということも一つの方法かと思うので、その点はどうか。お願いします。

○議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長（小野清美君） 堀田議員さんの再質問の多重債務関係でございますが、市では市長からの答弁でもございましたように商工観光課が担当しておりまして、県と連携をとって行っておるところでございます。本年4 月には、「多重債務110 番」の開催について商工観光課として市報に掲載をさせていただいております。それから、6 月につきましては「多重債務110 番」の開催についてということで、日時、場所、相談員の対応、弁護士さんとか司法書士会、消費者相談員の方々のお知らせをしまして、ここにお問い合わせということで商工観光課の名前と電話番号等も載せさせていただいております。

多重債務につきましては、なかなか内容的に非常に難しいということで、県が既に開催をしていただいております案件の中で、相談件数ですけれども、電話と面接で19年度では既に97件ほどあるようでございます。海津市内の方で御相談がありましたかということで県と連携をとって聞いたところ、電話では1件ということでございました。面接相談についてはゼロ件ということでございます。

それから、多重債務といいますか、先ほど言われました借金の整理方法では四つの方法があるということで、第1次的には任意整理、第2次は特定調停、それから第3段階としては個人再生、第4段階としては自己破産等の、大きく分けまして四つあるそうでございます。それぞれ資格のある専門の方がその段階に応じまして相談をしていただけるということで、市内の市民の方から御相談があれば、その段階に応じた方と連携をとりまして、そちらの方の法的措置も必要であれば弁護士さんとかというような形で、連携をとりながら対応を今後もしていきたいと思っておりますので、現在の商工観光課の担当窓口で対応をさせていただきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願いします。

〔「市報への……」と2番議員の声あり〕

○産業経済部長（小野清美君） すみません、今後の市報での掲載方法でございますが、先ほど言いましたような点を踏まえまして検討させていただいて、また県とも今後の状況によりまして掲載方法について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 検討ということでございますけれども、検討で終わってしまったということのないように。

今言われたような、こういうふうなことがあるとかということ自体もとか、多重債務にどういことがそうなのかということから始まっていろいろな、自分で悩むというか、ほかに相談できないというふうなことを言われているんですよ。たまたま知合いの知合いというふうな形で私のところに話が来た人は、これどこに相談したらいいか、すごく悩んでいてというようなことも言われましたし、たまたまNPO法人の会の方にも海津からの相談者の人もございますので、どういことが多重債務だよということとか、この多重債務に陥っても解決できるんだということを示すためにも、きちんと市報にできるだけ早目に、ちょうど年末・年始、今後これからいろいろ大変な時期になってくると思いますので、そういうような時期にできるだけこういう掲載をしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（西脇幸雄君）　続きまして、4番　川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

〔4番　川瀬厚美君　登壇〕

○4番（川瀬厚美君）　議長のお許しを得ましたので、2点お尋ねをしたいと思います。

1番目に、緊急地震速報についてお尋ねをいたします。

総務省消防庁は10月1日より、現在、市町村で使用されている防災無線を利用し、気象庁から流される緊急地震速報を流し、大地震発生時、一刻も早く避難できるようシステム導入を全国自治体に呼びかけている。本年6月には宮城県釜石市、兵庫県の市川町がテスト的に導入している。その後、8月末現在、全国で十数市町村が導入を計画している。災害時、生死を分けるのは1秒を争う。当市では、経費のこともあると思いますが、緊急地震速報システムの導入はどのように考えられているか、お尋ねをしたいと思います。

2点目に、津屋川の現状について述べます。

津屋川は揖斐川の支流であり、県の1級河川である。昔は水も美しく、水泳場であり、多くの人々が楽しむ場であった。反面、大雨が降るとすぐに増水、流域田畑は冠水、駒野の一部地域では家屋の浸水もたびたびであった。しかし、1991年3月に津屋川水門が完成、さらに排水機が建設され、安心度は高いものになった。だが、完成以来、水門がフルオープンされる日は本当に少なく、通常、小さい扉より上面の水が少し流されているというのが現状である。そのため津屋川はヘドロの川となり、生態系に大きな変化をもたらした。水田への逆水も、泥水が水路に押し込むというのが現状である。

津屋川も、過去、潮の満ち引きがあり、生物も非常に豊かであったが、水門運営についていろんな議論の中、今の方法がとられたと思うが、年数もたち、弊害も出てきた今、目的は何だったのか。再度確認、調査され、目的と自然保護、生活が共生が達成できるよう最善の工夫を求めます。

以上2点、市長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君）　川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長　松永清彦君。

〔市長　松永清彦君　登壇〕

○市長（松永清彦君）　川瀬厚美議員の御質問についてお答えいたします。

1点目の緊急地震速報についてのお尋ねですが、緊急地震速報は、地震発生の際、初期微動P波と呼ばれる小さな揺れと主要動S波と呼ばれる大きな揺れの伝搬速度差を利用して、地震発生前にその到達を予測し、速報するものであります。

本年6月より、消防庁による全国瞬時警報システムを用いた防災行政無線による緊急地震速報のモデル実験が2市町で行われ、10月1日から一部の自治体で行われる予定であり

ます。

本市においては、先ほどの御質問で御回答しましたように、防災行政無線の統合問題もありますので、今後、統合に向け検討する中で、緊急地震速報の放送も検討してまいりたいと考えております。

また、緊急地震速報は、NHKテレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話等により10月1日より速報されますので、市民の皆様に利用の啓発と、緊急地震速報が発表された場合の行動等を含めて市広報紙等により周知してまいります。

なお、大垣ケーブルテレビでは、よりきめ細かい情報を得ることができるシステムによる緊急地震速報を放送する予定であり、このシステムを御利用になる場合は地震速報端末機の設置が必要となり、工事費を含め2万数千円程度必要になる予定であると聞いております。

2点目の津屋川の現状についての御質問ですが、津屋川は、これまで揖斐川出水の際には逆水の影響を受け、津屋川自体の出水とあわせ幾度となく洪水に見舞われてまいりました。低地域一帯の家屋の浸水や農作物の長時間にわたる冠水など、大きな被害を受けてまいりました。

昭和34年3月、揖斐川合流点よりやや上流に津屋川水門が新設され、それ以降、揖斐川本川からの逆水による洪水被害は受けなくなりましたが、水門閉塞後の水位上昇により、たびたび内水被害を受けてまいりました。中でも昭和51年9月の台風17号による洪水により、右岸下流部の駒野地区を初めとして流域全体に大きな被害がありました。

こうしたことから県において津屋川河川改修計画が策定され、昭和53年度より改修工事に着手し、国においても水門の流下能力不足、老朽化等により、平成3年3月に内水対策上の効果、経済性、維持管理面等から判断し、旧水門の上流約700メートルに現在の水門が完成し、続いて平成4年7月には津屋川排水機場が完成しました。

このことにより津屋川流域の内水対策は、自然排水能力の改善と水門閉塞後の内水排除が可能となり、洪水被害に対する地域の安全・安心度は格段に向上いたしました。現在の水門は、幅24.5メートルの巻き上げ式水門が3連あり、右岸ゲートの上流側にスイング式のゲートがあり、通常は中央と左岸ゲートは閉塞し、右岸ゲートは開いており、スイングゲートにより揖斐川へ自然排水をしています。このような状況のため、年に数回、数日間程度、すべてのゲートを全開にし、水門の操作規則にのっとり、河川環境の浄化に配慮しつつ水門の操作をいたしております。

また、自然保護につきましては、岐阜県が水質調査を行っております福岡大橋観測地点でのBOD（生物化学的酸素要求量）の測定値を見ますと、平成元年度から18年度までのデータからは大きな変化はなく、ここ数年の数値は減少傾向にあります。

今後も清流津屋川を守るため、治水・利水はもとより、近年では環境保全も重要な課題であり、国・県と情報を交換し合いながら、水門、排水機場の操作方法を初め、改修工事の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ありますか。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） ４番 川瀬厚美君。

○４番（川瀬厚美君） 平成に入りまして九州の有明海の方でも水門をあけるあけないで大変な問題になりまして、大臣が出かけてテスト的にあけるということがありました。現在、津屋川の方でも揖斐川の水と津屋川の水は、両方見ても明らかに透明度は違う。また、漁師の方々から、今、津屋川の水は非常に臭くなってしまったと、そんな苦情がいっぱい寄せられております。どうして自由に水を出入りさせないかと。長良川の漁師の方々も、河口堰ができてから水がよどんで、今は揖斐川で漁師をされているとかというふうに聞いております。津屋川でとっている方々は、非常に魚が臭くなってしまったと、こんなことをここで言っているかわかりませんが、水は流れて自然である、流れる中で工夫してとるのが漁師であるということも言っておられます。

また、うちの方でも排水機の水門があきますと水田に、そうすると非常に泥水がごうごうと中に入ると。結局、また何年か前、片っ方はとまっているわ、また上流からは泥水が何年も流れておりました。そういう関係で、両方で非常にヘドロの川となってしまったというのが現状であります。

ですから、管理している方に聞きますと、津屋川へ入って行ってあちこちで水温をはかると、水温が上がったらゲートを上げて水を入れるというふうに言っておられました。本来、緊急時とか、または非常に危険が高まったときだけ閉めていただいて、平生は自然なままでいいかというふうに思うんですけど、当時つくられてから、漁業組合やら、いろんな人たちの団体の中でああいう方法がとられたというふうに聞いておりますけれども、やっぱり本来自然、とめ切るのが不自然であると思いますが、その点、もう一度確認されて自然に戻していただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 川瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

津屋川の水門は、御承知のとおり、揖斐川の逆水による弊害をなくすといったことが大きな目的でつくられておるわけでございますけれども、先ほど来おっしゃっておいでになります、津屋川の水は臭いとか、泥水が入ってくると、こういった状況が言われてございますけれども、先ほど市長からの答弁でも申したとおり、ＢＯＤの観測もここ数十年行っ

ておりますけれども、そういった状況を見ていると数値も下がってきているということでございます。しかし、水質の類型というのがございまして、これは6分類されておるようございまして、津屋川は、その中程度のBという類型に分類がされておるということでございます。そのBにつきましては、先ほども申してみえます水産だけのことで申しますと水産2級ということで、BODが3ミリグラム以下というような基準が設けられて、その中で判断がされておるということでございます。水産2級と申しますと、サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用ということで、コイ、フナ等がすむには十分、生息が可能であるという分類の中の位置づけがされておりまして、その測定の中で基準が3という数字がございまして、現在では一番近いところでは、平成18年では1.8というBODの数値も出ておるわけございまして、決して環境といえますか、水質が悪化しておるというふうにはとらえにくいというふうに存じます。

泥水が入ってくるというのは、これは水門が閉じたときに養老山系の砂防河川から流水が当然あるわけございまして、その中には泥水がまじってきますので、一番下流部であります津屋川水門のところに蓄積する可能性はございますけれども、出水時に揖斐川と津屋川が同じような水位になれば、観測しながらゲートを全開にするような操作も行っておりますので、一部でそういったところがあるのかもしれませんが、私どもはそういったように考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ありますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 数字のことは存じませんが、現状よりさらによくする方法があるんじゃないかというのが住民の多くの方々の希望であります。また、泥がたまった原因は、先ほど申しましたように二つあります。ある企業から何年も流れておりました。その企業の沈殿槽はたまったまま、垂れ流しのことが何年も続きました。片っ方はとまっている、片っ方は垂れ流しということで、県から調査が入りまして、その沈殿槽が清掃されて、最近ではそういうことはなくなったということを私も十分確認しております。ですから、さらによい方法ということを住民は願っておりますので、強く申し述べておきます。以上です。

○議長（西脇幸雄君） これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで午前11時10分まで休憩をいたします。

（午前10時54分）

○議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

○議長（西脇幸雄君） 8 番 近藤輝明議員が都合により退席されましたので御報告をいたします。

◎報告第10号 専決処分の報告についてから認定第4号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（西脇幸雄君） 日程第4、報告第10号から日程第21、認定第4号までの18議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） それでは、提出いたしました諸議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、報告案件3件について、順次その内容について御説明申し上げます。

報告第10号 損害賠償の額の決定については、本年5月10日、アクアワールド水郷パークセンター内において公用車の施設車どめへの接触事故による賠償金を支払うもの、報告第11号 損害賠償の額の決定については、本年6月16日、南濃町津屋地内において消防自動車在家屋に衝突した事故による賠償金を支払うもの、報告第12号 損害賠償の額の決定については、本年7月15日、南濃町津屋地内において市有啓発看板が自家用自動車を損傷させた事故による賠償金を支払うものであります。いずれも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

続きまして、補正予算案件9件について、順次その概要について御説明申し上げます。

最初に、別冊1の議案第62号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億1,222万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ154億7,497万6,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、各科目において職員人件費を計上していますが、これは4月の人事異動に伴う人件費の過不足の補正で、総額3,173万2,000円を減額するものであります。

民生費の社会福祉費では、平成18年度の事業確定により障害福祉費の在宅福祉事業費過年度返還金190万2,000円、身体障害者保護費過年度返還金566万2,000円、身体障害児援護費過年度返還金2万1,000円、福祉医療費の福祉医療費助成事業で補助金返還額分416万5,000円、それぞれ国・県へ返還するものであります。やすらぎ会館管理費でふろ修繕に60万円を計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、保健センター管理費に南濃にあります保健センターの空調設備が老朽化により、空調設備取りかえ工事費の追加900万円を計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、農地費にふるさと農道事業推進を図るための工事費、補償費等として1億4,848万9,000円を、林業費では、林業総務費に台風4号による駒奥林道の斜面崩壊箇所の地質調査を行うための費用630万円と、月見の森遊歩道等ののり面復旧工事費として748万円を計上いたしました。

教育費では、小学校費の学校管理費に県事業に採択されました英語活動等国際理解活動事業に98万円、千代保稲荷の指定寄附により教育振興費に学校図書購入費376万円、同じく中学校費の教育振興費に学校図書購入費224万1,000円、幼稚園費では、平成20年4月から海津町地内5幼稚園が高須幼稚園に統合するため、エアコン設置、園児用バス駐車場整備費3,001万6,000円、通園バス購入費3台分1,442万4,000円、社会教育費では、千代保稲荷の指定寄附により公民館費に、海津公民館の西側ガラスシール打ちかえ修繕等工事費300万円、保健体育費では、体育施設費に平田体育館浄化槽修繕69万3,000円、またリバーサイド公園の下水道配管整備費825万円、千代保稲荷の指定寄附により南濃グラウンドにカウント表示板、海津グラウンドの音響整備費に100万円計上いたしました。

諸支出金では、各特別会計の繰出金等の追加及び減額により402万7,000円の減額計上をいたしました。

歳入につきましては、県支出金として月見の森遊歩道等ののり面復旧事業補助金220万円、小学校英語活動等国際理解活動推進事業委託金98万円、寄附金として千代保稲荷の指定寄附金1,000万円、補正財源として繰越金4,654万4,000円を、市債では、ふるさと農道整備事業債で1億5,250万円を計上いたしました。

債務負担行為といたしましては、平成20年4月に海津町地内幼稚園統合に係る通園バス運行業務について、平成20年度から平成22年度までの3年間で4,500万円を計上いたしました。

次に、議案第63号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ1,655万6,000円を減額し、補正後の予算額を8億7,144万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、歳出では、海津苑改修工事に伴い、3ヵ月の休苑と指定管理者導入予定等による人事異動に伴い、人件費等1,655万6,000円の減額、歳入では、改修工事中で全体の収入が減り、入場利用料等1,655万6,000円減額するものであります。

次に、議案第64号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ172万円を追加し、補正後の予算額を1億6,622万円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出では、消費税額の不足分として172万円増額、補正財源として繰越金172万円充てるものであります。

次に、議案第65号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ9,871万円を追加し、補正後の予算額を37億3,165万円とするものであります。

補正内容につきましては、歳出では、総務費の総務管理費で年金から国民健康保険税を特別徴収する来年度の制度改正にあわせ既存システムの改修委託料966万6,000円、社会保険診療報酬支払基金からの額が確定いたしましたので老人保健医療費拠出金9,041万1,000円を増額し、介護納付金2,379万4,000円を減額しました。諸支出金では、平成18年度の各負担金の額の確定による国等への返納金2,236万5,000円を計上いたしました。

歳入では、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税徴収システム改修等の準備事業に対する国庫補助金250万円、一般会計からの繰入金716万6,000円、繰越金8,904万4,000円を充てるものであります。

次に、議案第66号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,052万4,000円を追加し、補正後の予算額を21億2,452万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、歳出では、要支援1、2に認定された方の予防通所介護等を行う介護予防サービス給付費の不足分920万円、同認定者の住宅における手すり取り付け、または段差解消等の介護予防住宅改修費190万円、平成18年度の介護給付費、地域支援事業費の精算により国・県等への返還が生じましたので償還金942万4,000円計上いたしました。

歳入では、保険給付費の支出増分を国、県、支払基金、市等でそれぞれ一定の割合により負担するもので、国庫支出金222万円、支払基金交付金344万1,000円、県支出金138万7,000円、繰入金は一般会計繰入金138万7,000円、補正財源として繰越金1,208万9,000円を充てるものであります。

次に、議案第67号 平成19年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ195万9,000円を追加し、補正後の予算額を30億4,815万9,000円とするものであります。

補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費195万9,000円増額し、補正財源として繰越金を充てるものであります。

次に、議案第68号 平成19年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出からそれぞれ565万3,000円を減額し、補正後の予算額を8億8,854万7,000円とするものであります。

補正内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正であり、565万3,000円減

額し、同額の他会計補助金を減額するものであります。

次に、議案第69号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ580万円を追加し、補正後の予算額を2億4,380万円とするものであります。

補正内容につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正であり、補正財源に一般会計負担金580万円を充てるものであります。

次に、議案第70号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出からそれぞれ1,900万円を減額し、補正後の予算額を3,660万円とするものであります。

補正内容につきましては、本年4月より施設の健全運営を図るため営業日を週5日に変更したことにより、人件費等の減額補正であります。支出の主なものとしては、給与費1,882万4,000円、収入の主なものとしては、事業収益627万3,000円と一般会計負担金1,272万7,000円を減額いたしました。

続きまして、条例案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第71号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例につきましては、海津町地内の五つの幼稚園を入園児数の減少のため、平成20年4月から一つに統合することとし、名称、定員及び入園区域を改正するものであります。

議案第72号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する変更協定の締結につきましては、平成18年6月22日に日本下水道事業団と協定を締結しました当該工事について業者発注した折の入札差金及び今後の完成見込みより、協定金額を2億4,200万円から2億2,700万円にすること及び日本下水道事業団の代表者が板倉英則氏から石川忠男氏へ交代されたことにより氏名を変更するものであります。

次に、公営企業会計決算認定案件4件について御説明申し上げます。なお、決算書は別冊2、監査意見書は別冊3として提出しております。

初めに、認定第1号 平成18年度海津市水道事業会計決算につきましては、水道事業の業務量といたしまして、給水戸数が1万2,973戸で、前年度比較2,079戸の増、年間有収水量は468万7,392立方メートルで、前年度比17.4%の増となりました。

収益的収支（税込み額）につきましては、水道事業収益が8億5,216万5,409円となり、前年度比6.8%の増となりました。主なものは、水道使用料と一般会計よりの繰入金によるものであります。

一方、水道事業費用では8億4,536万2,322円で、前年度比7.2%の増となりました。この結果、当期純利益（税抜き）42万3,588円、前年度比較52万9,139円の減となりました。

資本的収支（税込み額）につきましては、資本的収入が負担金、補償金により9,131万

4,195円で、資本的支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえ工事、企業債償還金等により4億6,936万6,679円となり、3億7,805万2,484円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

認定第2号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、収益的収支は、施設運営事業収益が2億2,643万2,293円となりました。一方、施設運営事業費用では2億2,104万8,169円となりました。この結果、当期純利益は538万4,124円となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が他会計負担金により599万円で、資本的支出は、施設の改修工事、備品購入、企業債償還金により2,994万254円となり、2,395万254円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

認定第3号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算につきましては、収益的収支は、施設運営事業収益が5,236万6,865円となりました。一方、施設運営事業費用では5,195万826円となりました。この結果、当期純利益は41万6,039円となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が他会計負担金により270万円で、資本的支出は施設改良工事費、企業債償還金により427万5,098円となり、157万5,098円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

認定第4号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、収益的収支は、施設運営事業収益が4億5,886万4,764円となりました。一方、施設運営事業費用では4億6,729万1,546円となりました。この結果、当期純損失（税抜き）は879万298円となり、剰余金のうち利益剰余金は2億4,507万2,313円となりました。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、建設改良費、企業債償還金により3,672万8,852円となり、3,672万8,852円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑・採決を行います。

なお、報告第10号、報告第11号及び報告第12号の専決処分の報告についての3議案は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので質疑・採決はいたしません。

それでは、議案第62号から議案第71号までの10議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第62号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第2号）について、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 1点だけ感謝と、それからお尋ねをしたいと思います。

議案書の補正予算書の方の17ページになりますが、今回、旧南濃町の当時から、地域の人はもちろん、南濃町の住民として期待をいたしておりました、ふるさと農道の用地が市長初め職員の努力をもって一応開通の運びになった、そんな判断をさせていただいて、感謝、お礼を申し上げたいと思います。

そのうち、節22の補償について内容の説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長（小野清美君） 星野議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、ふるさと農道の関係につきましては、地権者の方の御協力をいただきたいということで協議中でございます。それで、協議の中でいろいろ検討してまいりまして、今回、予算を計上させていただいたわけでございますが、詳細につきましては、現在、協議中でございます。まだ確定のところまで至っておりませんが、今回計上させていただいた予算の範囲内で何とか地権者の方に御理解をいただき、工事を進めさせていただきたいということで、今回予算を計上させていただいたわけでございます。

そういうわけございまして、詳細についてはお許しをいただけたらということでございます。できるだけ地権者の方に市の意向をお伝えしながら、御理解を賜われるように今後進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いしまして、説明にかえさせていただきます。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） わかりましたが、本来、補償補填というのは基準があって、その基準をもとに、当然計算式として成り立っていくというのが補償補填であろうと思います。したがって、今回の標準的な積算根拠については、後ほどその時点でお尋ねをさせていただきますが、いわゆる言葉は悪いけど、つかみ銭にならんように、これが海津市の用地の取得の方法にならんように慎重に取り扱いをしていただけるとありがたいかなあと。

資料の提出は、議長、後ほどでございますので、個人的な判断というふうに今回の質問

はとらえていただければ結構でございます。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） まず一つは、幼稚園絡みのことでお尋ねをいたしたいと思います。

市長からも説明がありましたように、幼稚園の債務負担行為でありますけれども、20年度から22年度の3ヵ年ということで、今年度、恐らく業者を選定されて、来年度、4月早々からスタートということで債務負担行為の補正が上げられたというふうに理解をしておるわけでありますけれども、この内容でありますけれども、後で同じことをお尋ねしますけど、いわゆるバス3台は市で買うということで、要するにどういう形で業務委託、あるいはどんな形で運行をされるか。できれば具体的に、ひとつこれに関してはお答えをいただきたいなあと、こんなふうに思っております。

それからその次に、ページでいきますと21ページですか、工事請負費と備品購入費ということでバス3台購入ということでありますけれども、この前、たしか全協で説明をいただいたように、3台ということは、多分3コースに分かれてバスが運行されるのではないかなあというふうに思っておるわけでありますけれども、これは予算と関係ないことでもありますけれども、やっぱりバスの運行状況によっては最初に乗るところと最後におろしてもらうところでは非常に、この前の説明では、たまたま私たちのところは最初に乗って最後までということで、この前もちょっと話をしましたら、もう少し考えてもらいたいなあという保護者の意見もありましたんで、そのあたりはお考えはいただくとしまして、大体この3台はそういった形で運行されるものかどうか、これは確認をさせていただきたいと思います。

それと駐車場の舗装でございますけど、これはどこの、当然高須幼稚園の関連でありますけれども、入り口のところの駐車場なのか、あるいは海津苑か、あっちの方の駐車場か、どこの駐車場の舗装をされるか、場所ですね。

それともう一つは、ちょっと私の記憶違いだったらお許しをいただきたいんですけど、従来は中原さんというか商店のところ、たしか主水橋の付近で幼稚園の子供たちは、あるいは小学校の子供たちのバスの乗りおりはやっておったような気がするんですけど、今回のこの1園統合に関して、バスの乗りおりはどこでされるのか。そして、当然時間的に集中して3台が同じような時間に入ってくるわけでありますけれども、そのあたりの安全上の問題等についてはどうなっておるのか。とりあえず、教育長に具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今の永田議員からの御質問でございますけれども、幼稚園にかかわることでございますが、計画どおり、一応来年の４月からということで進めているところでございます。それで、全協でもお話しさせていただきましたが、３台を予定して、そういう形の中で運行を考えていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） 永田議員さんの御質問につきましてですが、まず運行方法でございますが、今回、シミュレーションをさせていただく中で、緑ナンバー等々の関係もございまして、一応一番安くできるというのが、購入をして、運行については委託していくという考えの中で、より安全に運行業務をやっていただける業者の方に委託をしていくという考え方で、バスを購入し、運行については業者さんの方に委託をしていくという手法をとらせていただきました。

それから、３台の運行かどうかということでございますが、今、バスの経路につきましては、市バスの経路を基本路線としながら、高須幼稚園、吉里幼稚園の区域を回るコース、それから高須幼稚園区域と東江の方へ向かうコース、それから大江、西江のコースという基本的な３コースを計画し、３台のバスで運行してまいりたいというふうに考えております。

なお、現段階、募集等を行っておりませんので、来年の募集人員に伴って、一番遠くなる方がどこになるかというのはまだ未確定でございますが、うちの想定しておる部分については、特に永田議員さんの地元でございます東江校下の方が一番遠くなるような、一応今の現段階の計画ではなっております、うちの方も車で走らせていただきながら、市バスの時間等も含めて考慮させていただく中で、時間的なことも含めて３コースとさせていただいて、３台で動かさせていただこうということをお願いしておるところでございます。

なお、乗る場所の早い遅いというような部分もございますが、これについては全協の方にも若干お話しさせていただきましたように、近くが一番後になるというのもなかなか難しい部分もございまして、保護者の方々の御意見等を伺いながら、いい方法があれば検討してまいりたいと思っております。

続きまして、駐車場の場所でございますが、基本的に駐車場と考えておりますのは、高須幼稚園の北側、高須小学校の南側に旧土地改良区の土地がございます。あちらを駐車場として考えていきますし、そちらの方に車を駐車するように考えております。なお、そこでバスについての乗降もしていくということで、そこを駐車場がわりにしながら、父兄の方々の駐車場でもありバスの乗降場所でもあるという形で、そちらの方を舗装整備をしながら、乗降の雨よけ等も含めて設置しながら、あちらの方を整備していきたいというふうに考えております。

なお、交通渋滞等々の関係がございすけれども、そちらについては、なるだけ保護者の方々が一方通行で付近の生活道路を使って高須幼稚園の方へ送り迎えしてみえるということも含めて、地域の方々の御協力も得ながら、何とか安全な形でということで、高須幼稚園の前の細い道ではございすけれども、早い段階で駐車場の中へ入って、そちらの方で乗降させるというような形で安全には留意していきたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 大体わかりました。ただ、土地改良の事務所はどのぐらいスペースがあるかわかりませんが、何となく見当はつくんですけど、あそこから角に、たしかうちがあったような気がしたんですけど、そうすると、バス通園じゃなくして、直接保護者の方の送り迎え当然もあるんじゃないかなあと想像できるわけですね。そうすると、あそこはたしか道路は5メートルぐらいしかない、7メートルはなかったような気がするんですけど、そうするとバスが行ったり、そこへ車が来たり、小さな子供さんたちがというようなことで、本当に出入りは気をつけていただかないと何か事故が起きるんじゃないかなあという心配をいたしますので、そのあたりの駐車場の舗装等の整備ももちろん必要でありますけれども、と同時に、カーブミラーとか、いろんな安全対策は当然やっていただくように強くお願いをしておきたいなあと、こんなふうに思っております。

それと、このバスはその場所にずっと、送り迎えを終わった後はそこへ駐車をして、そのまま置いておかれるのかどうか、それが1点と、それからもう一つは、当然運行管理を、税金というか、安く済むので、要するにバスだけこちらで買って、それで民間の方に業務を委託するという形になるんですけども、この場合、例えば事故等が起きた場合、こういったものの補償は市なのか、それとも業者になるのか。そういった点、きちっとしていただきたいなあという思いから、そのあたりの責任問題ですね。バスの所有者と運営管理者が別々になるわけでありますので、そのあたりの責任問題、特に小さいお子さんをたくさん乗せるわけでありますので、どういったことが起きるかわからないもんですから、そのあたりの責任問題、これはどうなるのか。

それから、例えば事故等が起きたときに、車両は当然こちらのものでありますので、車の修理とか、そういったものは全部市が負担するのかどうか。この4,500万円の中に含まれるものなのか、別々のものなのか、そのあたりもひとつ御説明をいただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） まず、御質問の1点目でございますけれども、バスの駐車につきましては、基本的にその場所というか、駐車場を整備いたしますので、そちらの方に

駐車をさせておくという形を考えております。

保険等につきましては、自動車損害保険については、当然うちになりましょうけど、損害保険の関係でございますけれども、こちらは基本的には委託の方に入れるような計画で見積もりをとらせていただきました。基本的な部分については、運行委託の中で見ていくという形をとっております。

あと安全対策でございますけれども、先生御指摘のように、時間帯によってはかなり込み合うことも想定されますので、当然バスには幼稚園教諭が乗りますし、横断等につきましても、引率等々をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、なかなか横断歩道を引くというのも難しい部分もございますので、道路に色をつけて、そちらを園児が通るといようなことも考慮しつつ、安全対策上考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 大体のことはわかりました。ただ、これ正直申し上げまして、土地改良の跡地でございますけど、そこへ25人乗りか40人乗りかわかりませんが、バスが3台とまって、それから、あと各幼稚園の先生方は全部ここへ1点集中ということになると、職員の駐車場だとかいろんなことを考えたときに、今、保護者の方がとめる場所云々と言われましたけど、僕はそれだけ大きな土地ではないというふうに考えるわけですね。だから、そういった点で、あのあたりは住宅地域でもありますし、現在の幼稚園、保育園のところもほとんど道路に面して車がとめられる程度で、それほど私は駐車スペースというのではないような気がするんですね。そうすると、おのずと路上駐車だとか、そういったことで近隣の住宅の方々から、またいろんな問題が起きてくるのではないかなあという心配をするものですから、バスと同時に先生方の駐車場、それから当然保護者が集まるときなんかはどこへ車をとめるのかわかりませんが、大変な車の台数になるのではないかなあというふうに想像いたします。

そういったことも含めて、やっぱり駐車場の確保等もあわせて、そういった事態はどうするんだというようなことも、今すぐ答えはいただけないかも知れませんが、そういったことも想定しながら駐車場等の確保もお考えいただけたらなあと、こんなふうに思っております。

それから補償については、確かにそういった自賠責保険とかいろんな損害保険等で、当然保険対応でしか方法はないと思うんですけれども、問題は事故が起きたときの、一体その責任の所在はどこにあるのか。要するに、業者なのか、市なのかということだけは、私はきちっとしておいていただきたいと思います。保険で対応するからいいじゃないかとい

う考え方もありますけれども、お金だけで対応できないことも、あつてはならんことでもありますけれども、そういうことがあったときに、いや、これは業者だ、いや、これは教育委員会だというようなことじゃなくして、バスの運行の責任者はどこにあるんだと。そして、市が業者さんに全部お任せしておるから業者なんだというようなことも、当然業者を選ぶ段階において明確にしておいて契約をしていただきたいと。きょう、どうこうという意味じゃなくして、責任の所在だけ明確にさせていただくような契約関係にしておいていただきたいということを要望申し上げて、質問を終わります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、13ページ、14ページのところで選挙管理委員会費というのが、要は選挙管理委員会を総務のところで行うというようなことをお聞きしましたがけれども、今、いつ解散総選挙が行われてもおかしくない状態の中で、どういうふうに今後考えていくかということをお尋ねしたいんです。

前回の参議院選挙のときの開票のところで、その開票のスピードアップのためにいろいろと工夫していただきたいということとか、それぞれの役割分担というのをどこまできちんとされるのかなあというようなこともその開票のところを見て思いましたものですから、責任者としてどのように考えられるか。スピードアップのための研修だとか、そういうことを今後考えていっていただけるのかどうか、その部分についてお聞かせ願いたいということ。

それと、先ほど永田議員も質問されましたけれども、私はこの通園バスを3台とした理由と、それから全協の折に言われた、1時間以内だったらということで、通園バスの時間を1時間以内にされた根拠みたいなどころとか、あとその3台にした理由の中に、1カ所のコースの中で言うと、人数以上になって乗れないのではないかというふうなこともこの試算の中にはありますので、たとえ試算にしろ、じゃあ乗れなかったらこういうふうにするよとかというのを示しながらの試算であればわかるんですけれども、そうではなかったので、その部分に対しての3台とした理由、要は4台目というのが必要ではなかったのかどうかということをお聞きしたいので、3台とした理由と1時間以内とした根拠を。

それから、エアコンの設置工事がされますけれども、これは夏対策というふうに考えられるんですけれども、高須幼稚園は温水シャワーとかというのは設置されていますでしょうか。特に夏なんかだとアトピー、アレルギーの子の肌なんかがちょっとかゆくて我慢できないとかというようなときに、さっと温水のシャワーで洗ってやるとちょっと緩和されるというようなことも考えられますので、エアコンのみの設置でいいのかどうか。今あれ

ば、それはそれでいいんですけども、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 選挙管理委員会は、9月1日より総務課の中で事務を行うことになりました。堀田議員がおっしゃる開票スピードにつきましては、独立の選挙管理委員会事務局があってもなくても、開票は当然スピードアップしなきゃいけないものでございますので、そういったことを踏まえ、現総務課の中で十分対応できるというふうに思っております。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 教育総務課長 渡辺良光君。

○教育総務課長（渡辺良光君） 堀田議員さんの御質問でございますが、3台にした理由でございますが、コースを市バスの基本路線を考えながら計画させていただきました。そういった中で1コースですけれども、短いコースがございますので、そちらをもう一回行くというようなパターンの中で、基本的には3台で4コースを計画させていただいております。時間的な関係もございますが、費用的な関係もございます。そういった中で3台で対応できるという判断をさせていただきましたので、3台でさせていただくということでございます。

なお、温水シャワーの設置でございますが、これについてはちょっと私自身も把握してございませんので、後ほどまた御報告させていただきますが、基本的にはエアコンについては夏の関係でつけさせていただくというような形になりましょうし、暖房という部分も当然ございますが、主には冷房という形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） ほとんどが文教関係の付託ということで、その他でということで質問を一つさせていただきたいんですが、水晶の湯の38ページですけど、これはまだ入ってらんかね。

○議長（西脇幸雄君） 一般会計です。後でまた……。

○9番（山田 勝君） 失礼しました。なら、また後から。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

議案審議の途中でありますので、ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

午後1時30分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

（午前11時57分）

○議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をします。

（午後 1 時 2 9 分）

○議長（西脇幸雄君） 議案第63号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第64号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 午前中には勇み足ですみませんでした。

44ページをお願いします。この消費税増ということで172万円という補正が組まれておるわけですが、水晶の湯については売り上げも減、そういった観点からも、なぜこのような消費税増という格好になるのか。そのあたりについて、ちょっと私理解をしかねますが、詳しく御説明いただけたらありがたいということと、もう1点、議案にはございませんが、以前に水晶の湯が漏水で云々と、いろいろなお話をお聞きした経緯がございますが、その後、こうしましたとか、こういう勘考をしておりますとかということも何も聞いておりませんが、どのような修理方法を考えておられるのかとか、あるいはもう修理をやっておるとか、そういったことについてもちっとわかりませんので、それもあわせて2点、お願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長（小野清美君） 山田議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず消費税でございますが、17年度から海津市が始まりまして3年目ということで、本年度から消費税を納入するということでございます。それで、172万の数字的根拠につきましては、担当であります商工観光課長の方から計算等については御説明を申し上げたいと思います。

二つ目の源泉の関係でございますが、既に原因につきましては全協等で御説明をさせていただいたとおりでございます。現在、その復旧対策について、工法と経費につきまして検討中でございます。二、三の方法が考えられますが、その中でどれを採用して対処していくのかという結論がまだ出ておりませんので、できるだけ早い時期に対処方法を、方

針を固めていきたいというふうに考えておるところでございますので、そちらの件につきましては、もうしばらく検討期間をいただきたいということで御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 商工観光課長 菱田昭君。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。

消費税につきましては、赤字ということの感ではなく、あくまでも売り上げに対する税金ということで税務署の方から指導を受けております。

なお、当初48万円ということでお認めいただきましたが、税務署の方と協議の結果、18年度分の申告に当たりまして消費税額が220万円となり、先ほど説明させていただいた48万円を差し引きして172万円が不足分ということでお願いするものでございます。

なお、48万円につきましては、税務署との協議の中で当方にて若干甘い部分があったということで、ぜひよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 今、考えが甘かったということを素直に言われておるので、私はそれ以上申し上げるつもりはないんですが、余りにも行き当たりばったりじゃないかと。ことし初めてのことならともかく、合併以来3年という経過して、それは今年度より納入ということにしても、少なくともおよその見当ぐらいはなぜつけられないのかということをやっと強く申し上げたいと思ったんですけど、今、素直に甘かったと言われやあ、それで私は理解しますので、今後もひとつそういったことのないように、ひとつ頑張って取り組んでいただきたいと、そんなことも思いますことと、改修方法については、今、部長より二、三の方法があるがと。それは過去にも聞いたことがあるような記憶ですけど、いつになったらそれがこの方法ということが決まるのか。そういったことはだれが決めるのかということも含めて、どのような歩み方をされておるのか、協議されておるのかを含めて、もう少し具体的に説明していただけたらありがたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長（小野清美君） 再度の山田議員さんの御質問でございますが、たしか僕の記憶では、温泉水質が異常を来して、その原因究明ということと、その源泉の井戸についての実態調査ということで大分時間を要したわけでございます。それで、その原因について、いかなる状態で起きたかということで、漏電が主であろうと。漏電もいろんな要因が重なったということの究明をさせていただきまして、その状況に基づきまして、じゃあ今後どのように対策をするかということで検討を始めたわけでございますが、いろんな文献とか過去の事例も調べながら現在やっているわけでございます。温泉になりますと、特にそん

なに事例がないということで、海津市で起きた事例に合ったようなところの具体的な他の対応策等も調べながら検討させていただいておるのが現状でございます。

それからもう1点は、現在、技術が革新的に改良されてきておる点がないかということ等、今後、改良してすぐまた異常が発生しても困りますので、その辺のところを我々も専門的知識がないところでいろんな調査をしながら、または最終的に方法を決めて対処したいということですが、お金に対しても、できるだけ安価な方法でできないかというようなことも総合的に検討をしていきたいということで、大変時間を要しておることにつきましては、まことに申しわけございませんが、我々も一生懸命その辺を対処して、今後、十分な対応ができる形にできるだけ早くさせていただきたいと、このように思っておりますので、いろんな状況を検討しながらということで、いつまでということのを切られますと、私どもも非常に辛い点がございしますので、もうしばらくということで御理解をいただきたいと思います。

それで、現在の対応につきましては、温泉表示がしてございます数値が切れないようにということで、水質の調査も行いながら、くみ上げ等の方法につきまして考慮して温泉基準を満たしておりますので、当分それが急に温泉基準に不適合ということにはならないと思いますので、その点も踏まえて、少しお時間をいただいて十二分検討をお願いしてまいりたいということでございしますので、御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 部長も今言われたように、幾らかかってもということではもちろんないということで、なるべく安くということも当然考えてもらわないかん。しかし、安いばっかりに3年先にまた同じようなことが起きたということでもいかんということも考慮していただきまして、なるべく早いところ本来の水晶の湯に戻していただくように、ひとつ頑張ってくださいと、そんなことを思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第65号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 52ページですけれども、国民健康保険税業務委託料の増の分は、こ

の年度だけの、変えるときだけに必要なお金なんですよ。

それと、要はこうした業務を委託する部分にかかわる、どれくらいの税額が対象になっているのでしょうか。こういうことをすれば、全体でおよそ何割ぐらいのこういう業務委託によって入ってくるお金だというような、その部分をお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） それでは、お答えをさせていただきます。

今、おっしゃいました既存システムの改修の委託料でございますが、今回966万6,000円の補正をさせていただくわけでございます。これは今年度限りのものでございまして、後期高齢者絡みの関係でございます。

それで、その税額がどれくらいになるかということにつきましては、市民課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 堀田議員さんの御質問でございますが、保険料が何割入るかということでございますが、現段階では総額の何割ということまでお答えをできませんので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） じゃあ、額の割りじゃなくして、全体の世帯の何割というふうなことはわかるでしょうか。

これは先ほど市民福祉部長は後期高齢者と言われましたが、違いますね。国民健康保険税を徴収するときに年金世帯からは自動でというような、そういう意味でしたよね、違いましたか、それをもう一度。

○議長（西脇幸雄君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 失礼しました。既存システムの改修の委託料966万6,000円につきましては、後期高齢者の特別徴収分と国保の特別徴収分のシステムを改修するというものでございます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第66号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第67号 平成19年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第68号 平成19年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第69号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第70号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第71号 海津市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第62号から議案第71号までの10議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第71号までの10議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、審査は9月18日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、議案第72号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託

に関する変更協定の締結についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する変更協定の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 海津市公共下水道南濃北部浄化センター汚泥棟建設工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、ここで認定第1号から認定第4号までの各会計決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

監査委員 伊藤仁夫君、登壇をお願いします。

〔監査委員 伊藤仁夫君 登壇〕

○監査委員（伊藤仁夫君） 監査委員の審査結果の報告をいたします。

平成18年度海津市水道事業会計決算、平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算についての報告をいたします。

去る6月14日に会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成18年度海津市水道事業会計決算、平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の地方公営企業法に基づき会計処理された4会計は、会計諸帳簿の各計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、審査結果の報告といたします。

○議長（西脇幸雄君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成18年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可

します。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 水道事業会計について2点、もしくは3点になるかも知れませんが、お尋ねをさせていただきます。

まず1点目ですが、この決算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページに貸借対照表がつけてあります。そのうちの2.流動資産、(2)未収金についてお尋ねをしたいと思うんですが、監査委員が示されました審査意見書に金額等は書いてありますが、いわゆる合併した時点でありますので、それぞれの水道事業として内訳があるやに思います。その説明をいただくか、もしくはその資料請求を申し上げたいと思います。

あわせて関連で恐縮ですが、今回の給水戸数、数量とも、実は旧南濃町の統合簡易水道が廃止されまして上水道へ移行した関係での増であろうと判断をいたしております。その中で、簡易水道特別会計廃止に伴う債権・債務のあり方についてお尋ねを申し上げます。平成17年度末簡易水道特別会計の未収金の扱いはいかがなされてあるのか、御報告をちょうだいしたいと思います。

もう1点は、実は去年の平成17年度、この企業会計の審査意見書を拝見させていただきました。今回の審査意見書と結びの文で重要なことが書いてあります。審査意見書の11ページをお開きいただくとおわかりになると思うんですが、結びのところで8行目、これは有収水率という分野であります。監査委員から原因究明・対策に、より一層の努力を望むものである、こう掲げてあります。これは去年も同様の文書がつけられておりますが、どういった原因究明・対策を講じてきたか。監査委員の意見をどのように反映されてきたか、その辺の説明をちょうだいしたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 舘尋正君。

○水道環境部長（舘 尋正君） 最初の5ページの未収金の関係でございますが、18年度、一般会計からの補助をいただくのが遅うございましたので、実際使用料としましては過年度・現年度を合わせまして7,500万弱の未収金があったわけでございます。

それと給水戸数の関係につきましては、先生おっしゃったように簡水からこちらへ移行しましたので、その関係の数がふえたということで数量的にも横ばいの関係がございます。

それと簡水の未収金につきましては、上水の方へ移行して含まれたものとなっております。

あと、すみません、有収率の関係でございましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 有収水率の問題もしかりですが、昨年、監査委員の意見書の中に原因究明・対策を早期にやりなさいと、有収水率を上げるために、なぜこんなに低いのか。全国平均より下がっておるんで、その原因の究明と対策を講じなさいと、ことしも書いてあるんですが、その対策はどうされましたかというお尋ねをさせていただきました。

○議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 舘尋正君。

○水道環境部長（舘 尋正君） もちろん、老朽の管のところは直しておりますし、いろいろ施設で、昨年もちっと御答弁しましたが、夜間等に漏水がないとか、これは夜間は自動計測を行っておりますので、夜間に急激に下がっておれば漏水ということも考えられますが、その原因をチェックしておりますが、なかなか調べにくいというようなこともございまして、今、引き続きそれらしい旧の管とか何かのところを調べてやっているんですが、原因についてはなかなかわかりづらいというところで弱っているのが現状でございまして、そんなわけにもいきませんので、今、努めて努力をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 簡易水道の未収金の扱いについて、以前の簡易水道の廃止のときの決算の折にお尋ねをさせていただきました。当時の説明によると、債権・債務は一般会計へ継承する、いわゆる現金だけ持っていくわけじゃない、その未収金の扱いについても特別の定めがない場合についてはと、このように当時の総務部長が答えております。行政は継続性ですので、この説明をどうその後担当として引き継がれたか。今回の未収金の簡易水道は、水道事業会計に繰り入れましたと、そんな約束事は当時としては一切言葉としてありませんでした。債権・債務は一般会計に引き継ぐ、当然、未収金についても簡易水道の滞納部分は一般会計で処理していただく。どこでお金を集めるんじゃないくて、どこで会計分野に処理をするか、そうじゃないんですか。

この法律の解釈というのは、おっしゃったことを忠実にお守りいただくんじゃないかなんてでしょうか。それから、これについては法にお詳しい方、お答えください。

続いて、原因究明・対策、これはお恥ずかしい話なんですが、今年の春先に1ヵ所、排泥管のあけっ放しがありました。これも有収水率が下がった原因じゃなかろうかなと。いわゆるお金をかけて水をつくって配給して、勝手に流されたんでは、使用料を払う立場としては、当然滞納が出てきてもやむを得ん。その辺の原因究明、当時お願いをいたしまして、全部チェックをしてくれ、こういった箇所がほかにもあるんじゃないか、担当にはお願いした記憶があります。これは夜間の調査とか漏水のチェックじゃないんです。こういった厚かましいことが現実起きておることなんです。監査委員はなぜこういうことを

書いたか。そういうことを懸念して指摘事項なんです、これはね。改善しなきゃならんところなんです。このことについてお答えいただきたい。法的な部分と今の物事について、担当はどういう対策を講じて、今後どうするか。これは決算ですので未来のことをお尋ねするのは大変失礼かも知れませんが、2年も同じ文書を書かれる、そういうことにはいささか私も疑問を持っておる一人でありますのでお答えください。明確なお答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 舘尋正君。

○水道環境部長（舘 尋正君） 漏水に関しましては、今随時、御指摘いただきましたように弁の関係の調べとか、各種調べられる範囲、努力して調べさせていただいております。中には区域を絞って、そういう会社に委託して調べるような準備をしている状況でございます。なかなかわかりにくい点もございますが、いろんな情報をいただいたり、中には勝手に消火栓を使ってみえとか、何かいろいろな情報も聞きますけど、そういうような点等も注意しながら、順次調べさせていただいておるような状況でございます。

簡水の未収につきましては、上水のところへ一緒に合わせて入れて処理されているように聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 御苦労さんでした。なかなか答えが帰ってきませんね、残念です。今、新聞紙上で「法令遵守」という言葉を毎日のように見ます。法令は市民平等の見地から定まっている。当時お尋ねしたときに、実は水道事業会計には基金がないんで一般会計で3億出すんで、すべていただきますよ、言葉は悪いかも、そんなようなニュアンスでした。減債基金が実はありました。いわゆる起債償還分を補うために減債基金が設けてある、そこへ入れてくれんかなあというお願いをしたところ、当時財政課長は、条例の廃止に伴うことで、簡易水道基金は当然廃止しますというお答えでしたね。そのお金は一般会計へ入れましたよ、現ナマだけはちょうだいしました。だけど、そのときに未収金については、もしくは滞納金についてはというお言葉は全然いただいていないでしょう。これが債権・債務という言葉なんです。わけのわからんお金がわけのわからんところへ行っちゃう、こういった決算では、将来、きっちりした予算の中での説明と終わってしまった話と食い違いが生じる。

企業管理者、海津市はどなたでしょうか。その辺を含めてお答えをちょうだいしたい。今後のあるべき姿をおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今、星野先生から御指摘を賜りましたことに関しましては、後でもう

一度調査をして御報告を申し上げたいと思います。

もう1点の有収率でございますが、これは3町に差があります。相当厳しく、今指摘をいたしております。内容にいろいろありますし、市民の皆さん方にまたお願いしなくちゃいけない部分も出てくるやに聞いております。その調査をいたしておりますので、またその結果が出ましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 大変恐縮でした。ありがとうございます。

今、各水道事業で差があるとおっしゃいました。それぞれ差がある資料をぜひ提供いただきたいと思いますので、議長、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第4号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第4号までの4議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名をいたします。

指名する決算特別委員会を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤久義君） それでは、6名の決算特別委員を発表いたします。

福井恭平議員、近藤輝明議員、山田勝議員、飯田洋議員、服部寿議員、藤田敏彦議員、以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月18日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（西脇幸雄君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さんでございました。

（午後2時14分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年9月10日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員